| | | |
|---|---|---|
| 第十二条の三の二 | 同条第四項 | 同条第四項（法第百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項において読み替えて適用する場合を含む。） |
| | 行政執行法人 | 行政執行法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等 |
| 第十二条の五第四項 | 又は独立行政法人国立印刷局 | 、独立行政法人国立印刷局又は独立行政法人国立病院機構 |
| 第十三条 | 適用する場合 | 適用する場合並びに法第百二十四条の三の規定により読み替えられた法第九十九条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合 |
| | 行政執行法人 | 行政執行法人、独立行政法人のうち法別表第三に掲げるもの、国立大学法人等 |

第四十五条の二第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第八条第一項の項、法第十二条第一項の項、法第百二条第一項の項及び法第百二条第四項の項並びに同条第三項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第八条第五項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第三十条の見出し中「核燃料サイクル開発機構法」を「動力炉・核燃料開発事業団法」に改め、同条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法」を「原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法」に、「旧核燃料サイクル開発機構法」を「旧動力炉・核燃料開発事業団法」に、「及び」を「及び平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の」に改める。

附則第三十四条の二の三第五項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条の三の二の項及び第十三条の項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

**第四十六条**　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第一項中「第九十九条第三項（共済法）の下に「第百二十四条の三及び」を加え、同項第二号から第五号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

**第四十七条**　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十六号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条中第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第五号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条中第三十号を削り、第二十九号を第三十号とし、第十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

第十五条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第十九条第四号中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十六条第八号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第四十七条第八号を次のように改める。

八　独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の組織及び運営一般に関すること。

第九十条第六号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附則第二条の三を削る。

附則第四条の五を削る。

（独立行政法人造幣局法施行令の一部改正）

**第四十八条**　独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に規定する対象事業年度をいう。以下同じ」に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第二条中「期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第四条第一項中「次の中期目標の期間に」を「対象事業年度の次の事業年度に」に改め、「中期目標の期間の最初の」を削り、同条第二項中「、期間最後の事業年度」を「、対象事業年度」に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

（独立行政法人国立印刷局法施行令の一部改正）

**第四十九条**　独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に規定する対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ」に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第二条中「期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

第四条第一項中「次の中期目標の期間に」を「対象事業年度の次の事業年度に」に改め、「中期目標の期間の最初の」を削り、同条第二項中「、期間最後の事業年度」を「、対象事業年度」に、「当該期間最後の事業年度」を「対象事業年度」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

**第五十条**　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第四号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」に改める。

第五十条第九項第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第五十一条第一項第二号、第十五号、第二十号イ及びハからヘまで並びに第二十二号、第三項第二号、第四項第二号及び第四号並びに第七項第六号並びに第五十二条第一項第五号ロ及び第六号イ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第五十七条中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。